

# 離婚届

令和 年 月 日届出  
長 殿

## 離婚届の書き方 と注意事項

・届出時点の住所を記入してください。  
・離婚届と同時に住所変更（転居届または転入届）をする場合は、新しい住所を記入してください。  
・世帯主の記載は不要です。

・実父母の氏名を記入してください。  
・父母が離婚している場合は、現在の氏で父母の氏名を記入してください。  
・養父母がいる場合は養父母の氏名を記入してください。

夫婦の間に未成年（18歳未満）の子がいる場合は、親権者を決めて、子の氏名を記入してください。  
子が複数いる場合でも、それぞれの氏は省略しないでください。

※協議離婚の場合※  
内容を確認し、夫妻ともに必ずしるしをつけてください。

姓(フリガナ)	夫	こうの	じろう	妻	こうの	ふゆこ
名	甲野次郎		甲野冬子			
年月日	昭和60年9月24日		昭和62年1月8日			
住所 (住民登録をしているところ)	山形県酒田市本町2丁目 2番45号 グランドレジデンス701号		山形県酒田市飯森山3丁目 17番地の86			
籍 (のときは だけを書い さい)	山形県酒田市幸町一丁目 10 番地 一					
筆頭者の氏名	甲野次郎					
父及び養父母の氏名 (左記の養父母以外にも 養父母がいる場合には 書いてください)	★父	甲野 一郎	続き柄	妻の父	乙藤 和夫	続き柄
母との続柄	母	甲野 夏子	長男	母	乙藤 春子	二女
養父	続き柄	養父	続き柄	養母	続き柄	養女
養母	養子	養母	養女			
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚		<input type="checkbox"/> 和解		年 月 日成立	
	<input type="checkbox"/> 調停		<input type="checkbox"/> 請求の認諾		年 月 日認諾	
	<input type="checkbox"/> 審判		<input type="checkbox"/> 判決		年 月 日確定	
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる		<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる			
	山形県酒田市飯森山三丁目17番地86					筆頭者の氏名
						乙藤冬子
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子					
	父(夫)が親権を行う子					
	母(妻)が親権を行う子		甲野太一、甲野咲			
	親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている					
(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれがどのようにしるしをつけてください	夫	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

未成年の子がいる場合、届書右下欄の面会交流、養育費の分担について、あてはまるものにチェックしてください。  
※子どもの養育に関する合意書の作成については、法務省のサイト  
([https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)) をご覧ください。

届出時点で同居している場合、別居した年月、別居する前の住所は、空欄にしてください。

同居の期間	平成 29年 2月 から 令和 3年 9月 まで
別居する前の住所	山形県酒田市飯森山3丁目 17 番地 一 の86
別居する前の世帯のおもな仕事	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁を除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人まで の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯

・裁判離婚の場合は、申立人または訴えの提起者が署名してください。  
・相手の署名欄は空欄で結構です。  
・押印は任意です。

別居前の世帯での主な仕事にチェックしてください。  
仕事をしている人が複数人いる場合は、一番収入が多い人のところをチェックしてください。

届出人署名 (※押印は任意)	夫	甲野次郎	印	妻	甲野冬子	印
-------------------	---	------	---	---	------	---

証人 (協議離婚のときだけ必要です)				
署名 (※押印は任意)	丙山 義郎	印	丙山 秋子	印
生年月日	昭和 38年 3月 22日		昭和 40年 8月 13日	
住所	山形県鶴岡市馬場町 9番25号		山形県鶴岡市馬場町 9番25号	
本籍	山形県鶴岡市馬場町 9番地		山形県鶴岡市馬場町 9番地	

婚姻で氏が変わった方は、離婚後の氏と戸籍を次の中から選んでください。  
●『婚姻前の氏に戻る』  
①親の戸籍に戻る → もとの戸籍にもどる  
・戻る本籍、筆頭者の氏名を記入してください  
②自分で新戸籍をつくる → 新しい戸籍をつくる  
・離婚後の本籍、筆頭者の氏名を記入してください  
(筆頭者の欄の氏名は、離婚後に戻る氏で記入してください)  
●『引き続き今までの氏を使う』  
③左の欄に何も記入しないでください。  
・別の用紙で『離婚の際に称していた氏を称する届』  
(戸籍法77条の2の届)を離婚届と同時に提出してください。

協議離婚のときのみ証人が二人必要です。  
証人は成年者であり、二人の離婚の意思を確認できる方であればどなたでもかまいません。  
・離婚する本人は証人になれません。

離婚届を提出し、いったん婚姻前の氏に戻った方も、「婚姻中の氏」を引き続き使用したいときは、離婚の日から3か月以内であれば、「戸籍法77条の2の届」を提出することによって、そのまま使用できます。